

令和2年3月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応（令和2年1月内容）

有効求人数	41,204人	対前年同月比	0.9%減（3か月ぶりの減少）
有効求職者数	29,051人	対前年同月比	2.1%減（2か月ぶりの減少）
有効求人倍率	1.35倍	対前月比	0.01ポイント増

- ・ 各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・ 積極的な求人開拓の実施
- ・ 若者、女性、障害者、高年齢者の就職実現

2-1 令和2年3月新規高等学校卒業予定者職業紹介状況

（令和2年1月末現在）

○ 求人数	6,138人	対前年同月から	2.4%減（151人）※1
○ 求職者数	4,072人	同	1.6%（66人）減※2
○ 求人倍率	1.51倍	同	0.01ポイント減※3
○ 就職内定者数	3,932人	同	2.5%（99人）減※4
○ 就職内定率	96.6 %	同	0.8ポイント減

※1 求人数は、鹿児島県内で受理したものを計上しています。

※2 求職者数は、学校やハローワークからの職業紹介を希望する生徒です。

※3 求人倍率は、厚生労働省本省発表にあわせて全求職者と県内求人により算出しています。

※4 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。
自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

2-2 令和2年3月新規大学等卒業予定者職業紹介状況

（令和2年1月末現在）

【大学（6大学）】

○ 求人数	4,377人	対前年同月から	0.1%（6人）増
○ 求職者数	1,848人	同	2.8%（54人）減
○ 求人倍率	2.37倍	同	0.07ポイント増
○ 就職内定者数	1,586人	同	1.5%（24人）減
○ 就職内定率	85.8%	同	1.2ポイント増

【短期大学（4短期大学）】

○ 求人数	2,381人	対前年同月から	4.7%（118人）減
○ 求職者数	747人	同	0.1%（1人）増

- 求人倍率 3.19倍 同0.16ポイント減
- 就職内定者数 647人 同3.3%（22人）減
- 就職内定率 86.6% 同3.1ポイント減

※この公表データは、鹿児島労働局管内の大学6校・短期大学4校が、各月末時点で学生からの報告等により把握している内定状況等を取りまとめたものです。本調査は大学等の協力により可能な範囲で把握した数字を取りまとめており、報告のない学生や連絡の取れない学生などは未内定として計上しています。なお、厚生労働省及び文部科学省が公表している「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」は抽出調査としており、調査時点ごとに、電話・面接等の方法により抽出した学生全員に対して学校を通じて内定状況を確認した結果であり、調査方法が異なることから、この調査と直接数値を比較できるものではありません。また、自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

就職内定率は、引き続き高水準で推移していますが、卒業を間近に控えた未内定者が一定数いる状況です。鹿児島労働局・各公共職業安定所では、鹿児島労働局・各公共職業安定所では、学校等との連携をとりながら、1人でも多くの学生・生徒が希望通りに就職できるよう引き続き支援してまいります。

3 2020年度 労働基準監督官採用試験の実施について

試験区分及び採用予定数

- 労働基準監督A（法文系） 約185名
- 労働基準監督B（理工系） 約45名

試験日 第1次試験日 2020（令和2）年6月7日（日）

 第2次試験日 2020（令和2）年7月14日（火）～7月16日（木）

4 新型コロナウイルス感染症に対する労働局の対応について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口を開設しました。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ雇用調整助成金の特例を実施しています。
- (3) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組を経済団体に要請しました。

1月の有効求人倍率は1.35倍で、前月を0.01ポイント上回る

鹿児島県の1月の有効求人倍率(季節調整値)は1.35倍となり、前月を0.01ポイント上回りました。

新規求人倍率(同)は1.94倍となり、前月を0.01ポイント上回りました。

正社員有効求人倍率(原数値)は1.06倍となり、前年同月(1.01倍)を0.05ポイント上回りました。

新規求人数(同)は前年同月に比べ、9.8%減と2か月ぶりに減少しました。

産業別では、前年同月に比べ、建設業(0.6%減)は5か月ぶりの減少、製造業(24.9%減)は4か月連続の減少、運輸業、郵便業(6.9%減)は2か月連続の減少、卸売業、小売業(5.4%減)は2か月ぶりの減少、宿泊業、飲食サービス業(39.2%減)は4か月連続の減少、医療、福祉(6.4%減)は16か月ぶりの減少、その他のサービス業(31.6%減)は4か月連続の減少となりました。

新規求職者数(同)は前年同月に比べ8.4%減と2か月ぶりの減少となりました。

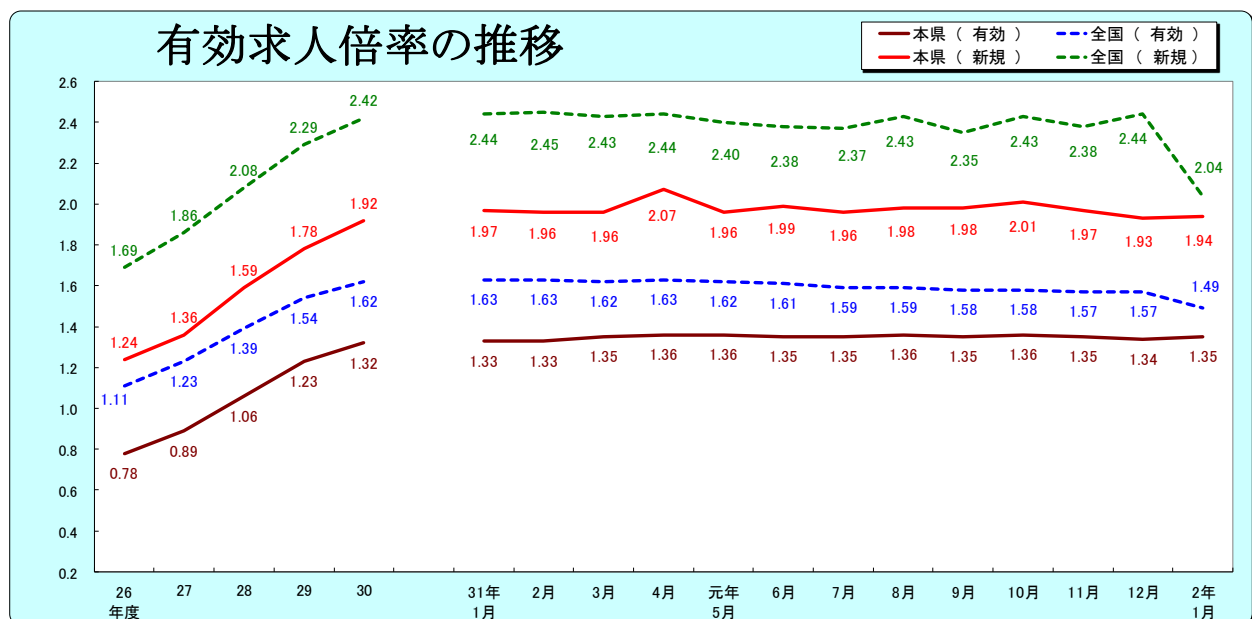
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(8.8%減)は2か月ぶりの減少、離職求職者(7.7%減)は2か月ぶりの減少、無業求職者(13.5%減)は4か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では、事業主都合離職者(22.5%減)は2か月ぶりの減少、自己都合離職者(3.9%減)は2か月ぶりの減少となりました。

政府の1月の月例経済報告では、設備投資は下方修正され、個人消費、輸出、生産、企業収益、雇用情勢、消費者物価については、いずれの項目も据え置かれました。景気の基調判断は、「輸出が引き続き弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復している」と据え置かれました。また、雇用情勢は「改善している」と据え置かれました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率(季節調整値)が45か月連続で1倍台となり、全体としては引き続き改善しているものの、今後の求人・求職の動きには注視してまいります。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。

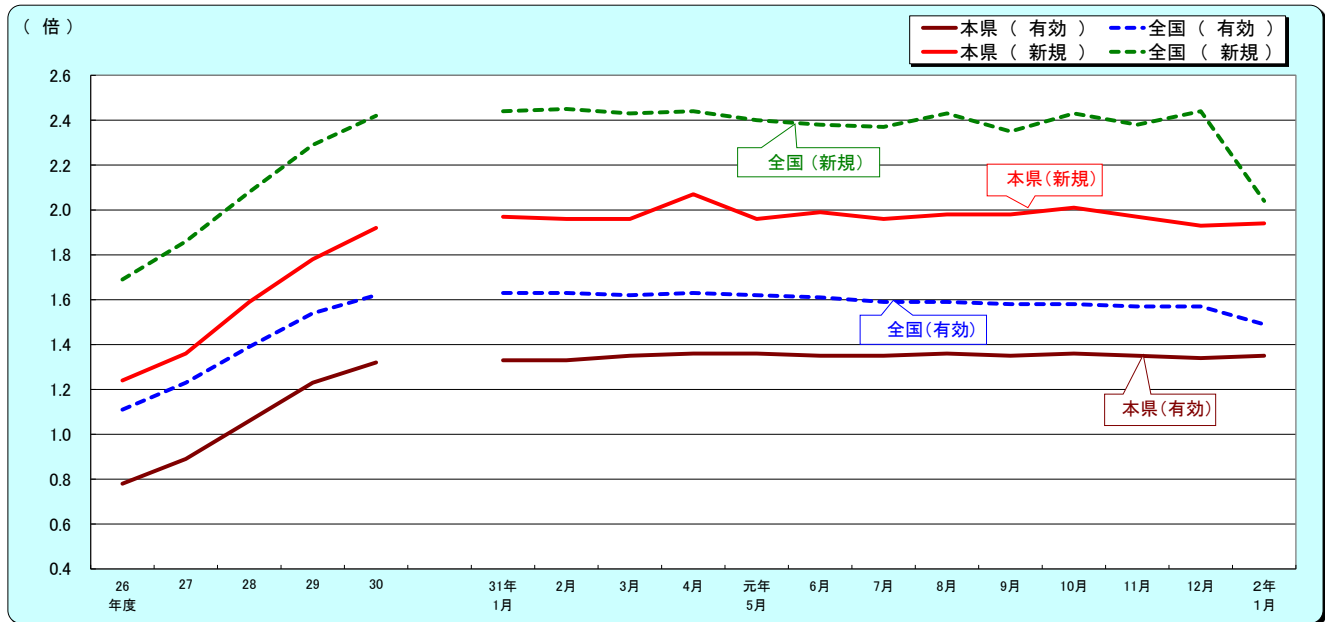


最近の雇用失業情勢 (令和2年1月分)

概況

- ・鹿児島県の1月の有効求人倍率(季節調整値)は1.35倍となり、前月より0.01ポイント上回った。
- ・なお、全国の1月の有効求人倍率(季節調整値)は1.49倍となり、前月より0.08ポイント下回った。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



		26年度	27	28	29	30	31年1月	2月	3月	4月	元年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2年1月
有効求人倍率	本県	0.78	0.89	1.06	1.23	1.32	1.33	1.33	1.35	1.36	1.36	1.35	1.35	1.36	1.35	1.36	1.35	1.34	1.35
	全国	1.11	1.23	1.39	1.54	1.62	1.63	1.63	1.62	1.63	1.62	1.61	1.59	1.59	1.58	1.58	1.57	1.57	1.49
新規求人倍率	本県	1.24	1.36	1.59	1.78	1.92	1.97	1.96	1.96	2.07	1.96	1.99	1.96	1.98	1.98	2.01	1.97	1.93	1.94
	全国	1.69	1.86	2.08	2.29	2.42	2.44	2.45	2.43	2.44	2.40	2.38	2.37	2.43	2.35	2.43	2.38	2.44	2.04

*元年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

1月の新規求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ9.8%減と2ヶ月ぶりの減少となった。

1月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(0.6%減)は5ヶ月ぶりの減少、【製造業】(24.9%減)は4ヶ月連続の減少、【運輸業、郵便業】(6.9%減)は2ヶ月連続の減少、【卸売業、小売業】(5.4%減)は2ヶ月ぶりの減少、【宿泊業、飲食サービス業】(39.2%減)は4ヶ月連続の減少、【医療、福祉】(6.4%減)は16ヶ月ぶりの減少、【サービス業】(31.6%減)は4ヶ月連続の減少となった。

1月の有効求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ0.9%減と3ヶ月ぶりの減少となった。

新産業分類	平成30年度 (月平均)		令和元年						2年	
			10月		11月		12月		1月	
新規求人数	15,055	(2.5)	16,602	(▲ 3.0)	14,636	(▲ 2.1)	13,047	(2.2)	14,966	(▲ 9.8)
D 建設業	1,223	(1.1)	1,294	(7.0)	1,253	(4.8)	1,196	(4.1)	1,089	(▲ 0.6)
E 製造業	1,418	(▲ 3.8)	1,352	(▲ 22.5)	1,296	(▲ 6.2)	995	(▲ 14.4)	1,079	(▲ 24.9)
H 運輸業、郵便業	634	(▲ 1.5)	728	(▲ 3.2)	778	(19.3)	540	(▲ 5.6)	554	(▲ 6.9)
I 卸売業、小売業	2,292	(1.5)	2,884	(10.7)	1,912	(▲ 23.1)	1,667	(7.8)	2,395	(▲ 5.4)
M 宿泊業、飲食サービス業	1,166	(▲ 3.7)	1,012	(▲ 24.1)	1,022	(▲ 1.1)	858	(▲ 9.6)	775	(▲ 39.2)
P 医療、福祉	4,253	(8.0)	4,864	(9.7)	4,405	(4.2)	4,211	(9.5)	4,657	(▲ 6.4)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,691	(6.7)	1,859	(▲ 23.3)	1,490	(▲ 22.6)	1,029	(▲ 18.3)	1,251	(▲ 31.6)
有効求人数	41,923	(3.3)	42,620	(▲ 0.5)	42,268	(0.7)	41,153	(0.5)	41,204	(▲ 0.9)

()内前年同月比(%)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

1月の新規求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ8.4%減と2ヶ月ぶりの減少となった。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(8.8%減)は2ヶ月ぶりの減少となった。

また、離職求職者(7.7%減)は2ヶ月ぶりの減少、無業求職者(13.5%減)は4ヶ月連続の減少となった。

離職求職者の内訳をみると、事業主都合離職者(22.5%減)は2ヶ月ぶりの減少となった。

自己都合離職者(3.9%減)は2か月ぶりの減少となった。

1月の受給資格決定件数(1.6%増)は4ヶ月ぶりの増加となった。

また、受給者実人員(4.8%減)は4ヶ月連続の減少となった。

1月の有効求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ2.1%減と2ヶ月ぶりの減少となった。

() 内前年同月比(%)

	平成30年度 (月平均)		令和元年						2年	
			10月		11月		12月		1月	
新規求職者数	7,856	(▲ 4.7)	7,487	(▲ 6.2)	6,186	(▲ 6.8)	5,626	(3.0)	8,097	(▲ 8.4)
44歳以下	4,234	(▲ 9.1)	3,854	(▲ 13.2)	3,281	(▲ 11.8)	2,930	(▲ 3.5)	4,097	(▲ 9.6)
※うち34歳以下	2,570	(▲ 11.4)	2,295	(▲ 15.1)	1,978	(▲ 12.9)	1,703	(▲ 6.0)	2,416	(▲ 9.2)
45歳以上	3,622	(1.0)	3,633	(2.6)	2,905	(▲ 0.5)	2,696	(11.0)	4,000	(▲ 7.1)
うち55歳以上	2,212	(3.0)	2,225	(3.3)	1,792	(3.8)	1,595	(11.4)	2,504	(▲ 4.6)
うち65歳以上	806	(16.1)	792	(8.0)	685	(17.5)	540	(4.7)	906	(▲ 4.2)
雇用保険受給資格決定件数	2,029	(▲ 0.4)	2,074	(▲ 5.1)	1,506	(▲ 11.0)	1,285	(0.0)	(*)2,065	(1.6)
有効求職者数	31,686	(▲ 4.1)	31,159	(▲ 1.3)	29,749	(▲ 0.2)	28,211	(0.8)	29,051	(▲ 2.1)
44歳以下	15,917	(▲ 8.2)	15,214	(▲ 5.6)	14,526	(▲ 4.4)	13,742	(▲ 3.2)	14,096	(▲ 4.5)
※うち34歳以下	9,652	(▲ 9.9)	9,141	(▲ 6.5)	8,721	(▲ 5.1)	8,201	(▲ 4.1)	8,385	(▲ 4.8)
45歳以上	15,770	(0.3)	15,945	(3.1)	15,223	(4.2)	14,469	(4.9)	14,955	(0.3)
うち55歳以上	10,004	(1.9)	10,208	(5.6)	9,785	(6.3)	9,157	(5.0)	9,502	(1.5)
うち65歳以上	3,246	(19.7)	3,292	(13.4)	3,247	(14.9)	3,001	(10.0)	3,185	(7.4)
雇用保険受給者実人員	6,189	(▲ 0.2)	6,499	(▲ 1.6)	5,811	(▲ 6.4)	5,846	(▲ 2.5)	5,703	(▲ 4.8)

(*) 速報値のため修正があらう

※(新規常用求職者態様別内訳)

() 内前年同月比(%)

	平成30年度 (月平均)		令和元年						2年	
			10月		11月		12月		1月	
新規常用求職者	7,791	(▲ 4.8)	7,447	(▲ 6.3)	6,145	(▲ 6.8)	5,577	(2.7)	8,036	(▲ 8.6)
在職求職者	2,203	(▲ 7.6)	2,212	(5.1)	1,811	(▲ 3.5)	1,904	(6.0)	2,594	(▲ 8.8)
離職求職者	4,784	(▲ 2.1)	4,496	(▲ 11.1)	3,678	(▲ 7.3)	3,172	(1.5)	4,752	(▲ 7.7)
うち事業主都合	1,069	(▲ 2.3)	918	(▲ 16.5)	684	(▲ 7.6)	721	(12.1)	828	(▲ 22.5)
うち自己都合	3,440	(▲ 2.9)	3,353	(▲ 9.1)	2,798	(▲ 7.1)	2,313	(0.6)	3,652	(▲ 3.9)
無業求職者	804	(▲ 11.7)	739	(▲ 6.3)	656	(▲ 12.5)	501	(▲ 1.8)	690	(▲ 13.5)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

1月の就職件数(パートを含む)は、前年同月に比べ5.0%減と4ヶ月連続の減少となった。

() 内前年同月比(%)

	平成30年度 (月平均)		令和元年						2年	
			10月		11月		12月		1月	
就職件数	3,277	(▲ 2.9)	3,184	(▲ 5.5)	2,566	(▲ 10.8)	2,406	(▲ 6.1)	2,500	(▲ 5.0)
44歳以下	1,827	(▲ 6.9)	1,687	(▲ 11.0)	1,362	(▲ 17.0)	1,283	(▲ 10.9)	1,295	(▲ 11.0)
※うち34歳以下	988	(▲ 8.8)	919	(▲ 12.4)	731	(▲ 17.4)	679	(▲ 9.6)	651	(▲ 9.7)
45歳以上	1,450	(2.6)	1,497	(1.6)	1,204	(▲ 2.5)	1,123	(0.0)	1,205	(2.4)
うち55歳以上	776	(5.9)	794	(5.6)	699	(9.4)	567	(▲ 6.4)	657	(6.8)
うち65歳以上	191	(28.9)	200	(17.0)	179	(4.7)	131	(▲ 5.8)	162	(11.7)
雇用保険受給者	829	(▲ 0.4)	872	(▲ 5.5)	713	(▲ 8.5)	674	(4.2)	613	(▲ 8.4)

5. 完全失業率(全国)

	29年平均	30年平均	元年平均	元年8月	9月	10月	11月	12月	2年1月
完全失業率 (%)	2.8	2.4	2.4	2.2	2.4	2.4	2.2	2.2	2.4
完全失業者数 (万人)	190	166	162	157	168	164	151	145	159

※完全失業率は季節調整値

* 下線部分は季節調整替え済み

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

6.正社員の職業紹介状況(原数値)

() 内前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	平成30年度 (月平均)		令和元年						2年	
			10月		11月		12月		1月	
正社員新規求人倍率	1.30	(0.13)	1.52	(0.20)	1.66	(0.18)	1.68	(0.04)	1.25	(0.03)
正社員新規求人数	6,392	(3.9)	7,191	(9.0)	6,377	(3.3)	6,107	(4.2)	6,417	(▲ 7.1)
全新規求人における 構成比	42.5%	(0.6)	43.3%	(4.7)	43.6%	(2.3)	46.8%	(0.9)	42.9%	(1.3)
新規常用フルタイム 求職者数	4,909	(▲ 6.9)	4,717	(▲ 6.0)	3,852	(▲ 7.6)	3,633	(1.6)	5,129	(▲ 9.2)
全新規求職者における 構成比	62.5%	(▲ 1.4)	63.0%	(0.2)	62.3%	(▲ 0.5)	64.6%	(▲ 0.9)	63.3%	(▲ 0.6)
正社員有効求人倍率	0.95	(0.10)	1.05	(0.10)	1.08	(0.09)	1.09	(0.05)	1.06	(0.05)
全 国	1.13	(0.10)	1.15	(0.00)	1.18	(▲ 0.01)	1.21	(▲ 0.02)	1.13	(▲ 0.08)
正社員有効求人数	18,080	(5.1)	19,430	(7.3)	19,018	(7.1)	18,579	(6.0)	18,588	(2.3)
全有効求人における 構成比	43.1%	(0.7)	45.6%	(3.3)	45.0%	(2.7)	45.1%	(2.3)	45.1%	(1.4)
有効常用フルタイム 求職者数	19,041	(▲ 6.4)	18,575	(▲ 2.8)	17,668	(▲ 1.1)	16,978	(0.6)	17,563	(▲ 2.5)
全求職者における 構成比	60.1%	(▲ 1.5)	59.6%	(▲ 0.9)	59.4%	(▲ 0.5)	60.2%	(▲ 0.1)	60.5%	(▲ 0.2)

※常用フルタイム求職者・・・パート及び4カ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

7.令和元年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島 地 域	有効求職	12,467	12,487	12,296	11,914	11,577	11,627	11,745	11,206	10,492	10,575		116,386
	有効求人	18,412	16,909	17,115	17,507	17,528	17,733	18,446	18,406	17,798	18,172		178,026
	求人倍率	1.48	1.35	1.39	1.47	1.51	1.53	1.57	1.64	1.70	1.72		1.53
北薩地域	有効求職	4,327	4,212	4,036	3,928	3,853	3,871	3,871	3,760	3,459	3,650		38,967
	有効求人	5,498	5,347	5,314	5,343	5,138	5,248	5,308	5,178	5,049	5,095		52,518
	求人倍率	1.27	1.27	1.32	1.36	1.33	1.36	1.37	1.38	1.46	1.40		1.35
川内	有効求職	2,255	2,197	2,099	1,987	1,926	1,936	1,972	1,915	1,748	1,856		19,891
	有効求人	2,518	2,522	2,494	2,487	2,333	2,392	2,370	2,415	2,327	2,266		24,124
	求人倍率	1.12	1.15	1.19	1.25	1.21	1.24	1.20	1.26	1.33	1.22		1.21
出水	有効求職	1,584	1,550	1,506	1,510	1,499	1,509	1,476	1,441	1,340	1,406		14,821
	有効求人	2,251	2,103	2,102	2,136	2,118	2,164	2,254	2,066	2,039	2,105		21,338
	求人倍率	1.42	1.36	1.40	1.41	1.41	1.43	1.53	1.43	1.52	1.50		1.44
宮之城	有効求職	488	465	431	431	428	426	423	404	371	388		4,255
	有効求人	729	722	718	720	687	692	684	697	683	724		7,056
	求人倍率	1.49	1.55	1.67	1.67	1.61	1.62	1.62	1.73	1.84	1.87		1.66
大隅地域	有効求職	4,559	4,474	4,367	4,109	4,047	4,067	4,267	3,991	3,830	4,047		41,758
	有効求人	5,622	5,512	5,492	5,557	5,536	5,714	5,900	5,860	5,729	5,764		56,686
	求人倍率	1.23	1.23	1.26	1.35	1.37	1.40	1.38	1.47	1.50	1.42		1.36
鹿屋	有効求職	2,898	2,858	2,820	2,776	2,739	2,766	2,699	2,536	2,408	2,580		27,080
	有効求人	3,686	3,594	3,636	3,729	3,696	3,840	3,744	3,743	3,693	3,676		37,037
	求人倍率	1.27	1.26	1.29	1.34	1.35	1.39	1.39	1.48	1.53	1.42		1.37
大隅	有効求職	1,661	1,616	1,547	1,333	1,308	1,301	1,568	1,455	1,422	1,467		14,678
	有効求人	1,936	1,918	1,856	1,828	1,840	1,874	2,156	2,117	2,036	2,088		19,649
	求人倍率	1.17	1.19	1.20	1.37	1.41	1.44	1.38	1.45	1.43	1.42		1.34
南薩地域	有効求職	4,226	4,232	4,136	3,987	3,983	4,066	4,094	3,955	3,826	3,926		40,431
	有効求人	4,765	4,561	4,659	4,587	4,772	4,733	4,834	4,498	4,512	4,301		46,222
	求人倍率	1.13	1.08	1.13	1.15	1.20	1.16	1.18	1.14	1.18	1.10		1.14
加世田	有効求職	1,522	1,539	1,507	1,464	1,463	1,470	1,491	1,471	1,448	1,495		14,870
	有効求人	1,649	1,568	1,645	1,602	1,569	1,530	1,536	1,512	1,551	1,505		15,667
	求人倍率	1.08	1.02	1.09	1.09	1.07	1.04	1.03	1.03	1.07	1.01		1.05
伊集院	有効求職	1,705	1,705	1,665	1,593	1,593	1,632	1,641	1,556	1,451	1,481		16,022
	有効求人	1,810	1,797	1,792	1,805	1,935	1,935	1,987	1,762	1,706	1,628		18,157
	求人倍率	1.06	1.05	1.08	1.13	1.21	1.19	1.21	1.13	1.18	1.10		1.13
指宿	有効求職	999	988	964	930	927	964	962	928	927	950		9,539
	有効求人	1,306	1,196	1,222	1,180	1,268	1,268	1,311	1,224	1,255	1,168		12,398
	求人倍率	1.31	1.21	1.27	1.27	1.37	1.32	1.36	1.32	1.35	1.23		1.30
始良地域	有効求職	5,342	5,147	5,086	4,915	4,942	5,052	4,993	4,770	4,518	4,704		49,469
	有効求人	6,299	5,982	5,884	5,689	5,503	5,518	5,838	5,979	5,719	5,208		57,619
	求人倍率	1.18	1.16	1.16	1.16	1.11	1.09	1.17	1.25	1.27	1.11		1.16
国分	有効求職	4,541	4,341	4,288	4,155	4,181	4,279	4,241	4,040	3,804	3,977		41,847
	有効求人	5,525	5,165	5,078	4,904	4,706	4,771	5,067	5,219	4,999	4,497		49,931
	求人倍率	1.22	1.19	1.18	1.18	1.13	1.11	1.19	1.29	1.31	1.13		1.19
大口	有効求職	801	806	798	760	761	773	752	730	714	727		7,622
	有効求人	774	817	806	785	797	747	771	760	720	711		7,688
	求人倍率	0.97	1.01	1.01	1.03	1.05	0.97	1.03	1.04	1.01	0.98		1.01
熊毛地域	有効求職	650	649	706	591	572	601	584	540	523	527		5,943
	有効求人	758	732	666	639	644	654	678	676	664	667		6,778
	求人倍率	1.17	1.13	0.94	1.08	1.13	1.09	1.16	1.25	1.27	1.27		1.14
奄美地域	有効求職	1,968	1,834	1,763	1,713	1,636	1,679	1,605	1,527	1,563	1,622		16,910
	有効求人	2,003	1,772	1,742	1,654	1,606	1,657	1,616	1,671	1,682	1,997		17,400
	求人倍率	1.02	0.97	0.99	0.97	0.98	0.99	1.01	1.09	1.08	1.23		1.03
県 計	有効求職	33,539	33,035	32,390	31,157	30,610	30,963	31,159	29,749	28,211	29,051		309,864
	有効求人	43,357	40,815	40,872	40,976	40,727	41,257	42,620	42,268	41,153	41,204		415,249
	求人倍率	1.29	1.24	1.26	1.32	1.33	1.33	1.37	1.42	1.46	1.42		1.34

※地域別：安定所の管轄区分

鹿児島地域・・・鹿児島
始良地域・・・国分、大口

北薩地域・・・川内、出水、宮之城
熊毛地域・・・熊毛

大隅地域・・・鹿屋、大隅
奄美地域・・・名瀬

南薩地域・・・加世田、伊集院、指宿

報道関係者 各位

令和2年2月28日

【照会先】

鹿児島労働局職業安定部 訓練室

室 長 右田 裕幸（内線 120）

室長補佐 東 省吾（内線 121）

電 話 099-219-8711

令和2年3月新規高等学校卒業予定者職業紹介状況（令和2年1月末現在）

～高校生の就職内定率 96.6% 引き続き高水準で推移～

鹿児島労働局（局長 小林 剛）では、令和2年3月新規高等学校卒業予定者の求人・求職状況などの把握のための調査を行い、令和2年1月末現在の状況を取りまとめましたので公表します。

【結果の概要】

○ 求 人 数	6,138 人	対前年同月から 2.4%減（151 人）※1
○ 求 職 者 数	4,072 人	同 1.6%（66 人）減 ※2
○ 求 人 倍 率	1.51 倍	同 0.01 ポイント減 ※3
○ 就職内定者数	3,932 人	同 2.5%（99 人）減 ※4
○ 就職内定率	96.6 %	同 0.8 ポイント減

※1. 求人数は、鹿児島県内で受理したものを計上しています。

※2. 求職者数は、学校やハローワークからの職業紹介を希望する生徒です。

※3. 求人倍率は、厚生労働省本省発表にあわせて全求職者と県内求人により算出しています。

※4. 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

卒業が間近に迫る中、未内定者に対しては、学校等関係機関と連携し、新卒応援ハローワークをはじめ県内各ハローワークの呼びかけをさらに強化していきます。

また、未内定者の中には就職活動の結果、不調が続いている生徒等、生徒ごとにその事情は異なります。ハローワークでは、配置する学卒ジョブサポーターを中心として、個別事情に応じ、生徒が抱える事情・課題に寄り添い支援していきます。

採用活動を継続する企業に対しては、求人条件の見直し等提案をしながら人材確保に向けて引き続き支援していきます。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職の状況

〈 令和 2 年 3 月 卒 業 予 定 者 〉

鹿児島労働局

区 分	令和2年1月末現在			前 年 同 月			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求 人 数	6,138			6,289			▲151	▲2.4%
2 求 職 者 数	4,072	2,276	1,796	4,138	2,272	1,866	▲66	▲1.6%
う ち 県 内 (1)	2,196	1,071	1,125	2,165	1,078	1,087	31	1.4%
う ち 県 外	1,876	1,205	671	1,973	1,194	779	▲97	▲4.9%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【 (1) / 2 】	53.9%	47.1%	62.6%	52.3%	47.4%	58.3%	—	1.6P
3 求 人 倍 率 【 1 / 2 】	1.51			1.52			—	▲0.01P
4 就 職 内 定 者 数	3,932	2,183	1,749	4,031	2,219	1,812	▲99	▲2.5%
う ち 県 内 (2)	2,072	984	1,088	2,066	1,029	1,037	6	0.3%
う ち 県 外	1,860	1,199	661	1,965	1,190	775	▲105	▲5.3%
就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合 【 (2) / 4 】	52.7%	45.1%	62.2%	51.3%	46.4%	57.2%	—	1.4P
5 就 職 内 定 率 【 4 / 2 】	96.6%	95.9%	97.4%	97.4%	97.7%	97.1%	—	▲0.8P
う ち 県 内	94.4%	91.9%	96.7%	95.4%	95.5%	95.4%	—	▲1.0P
う ち 県 外	99.1%	99.5%	98.5%	99.6%	99.7%	99.5%	—	▲0.5P
6 就 職 未 内 定 者 数 【 2 - 4 】	140	93	47	107	53	54	33	30.8%

* 求人数は、県内のハローワークで受理した求人数です。

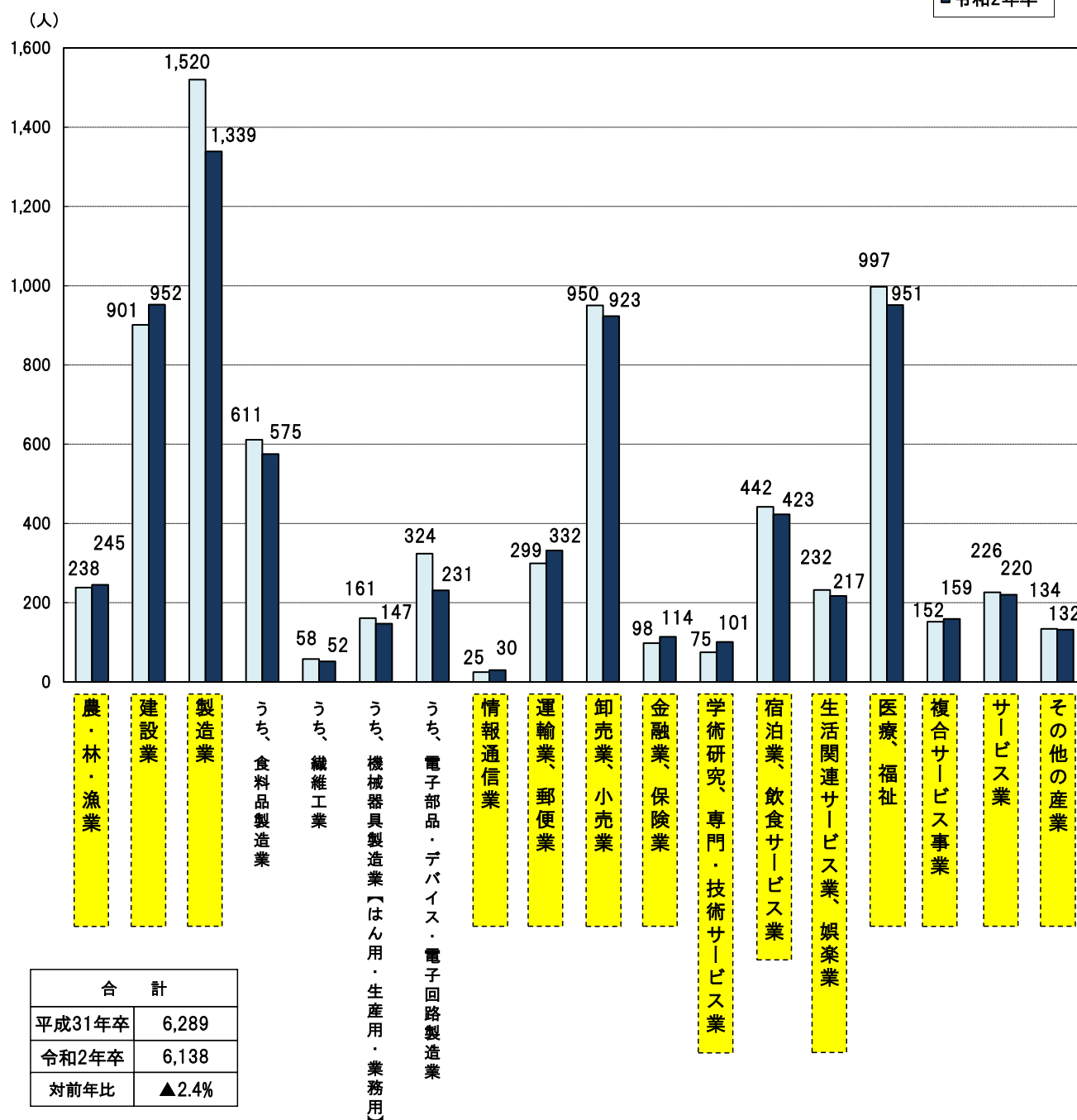
* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する生徒の状況です。

* 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。

自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

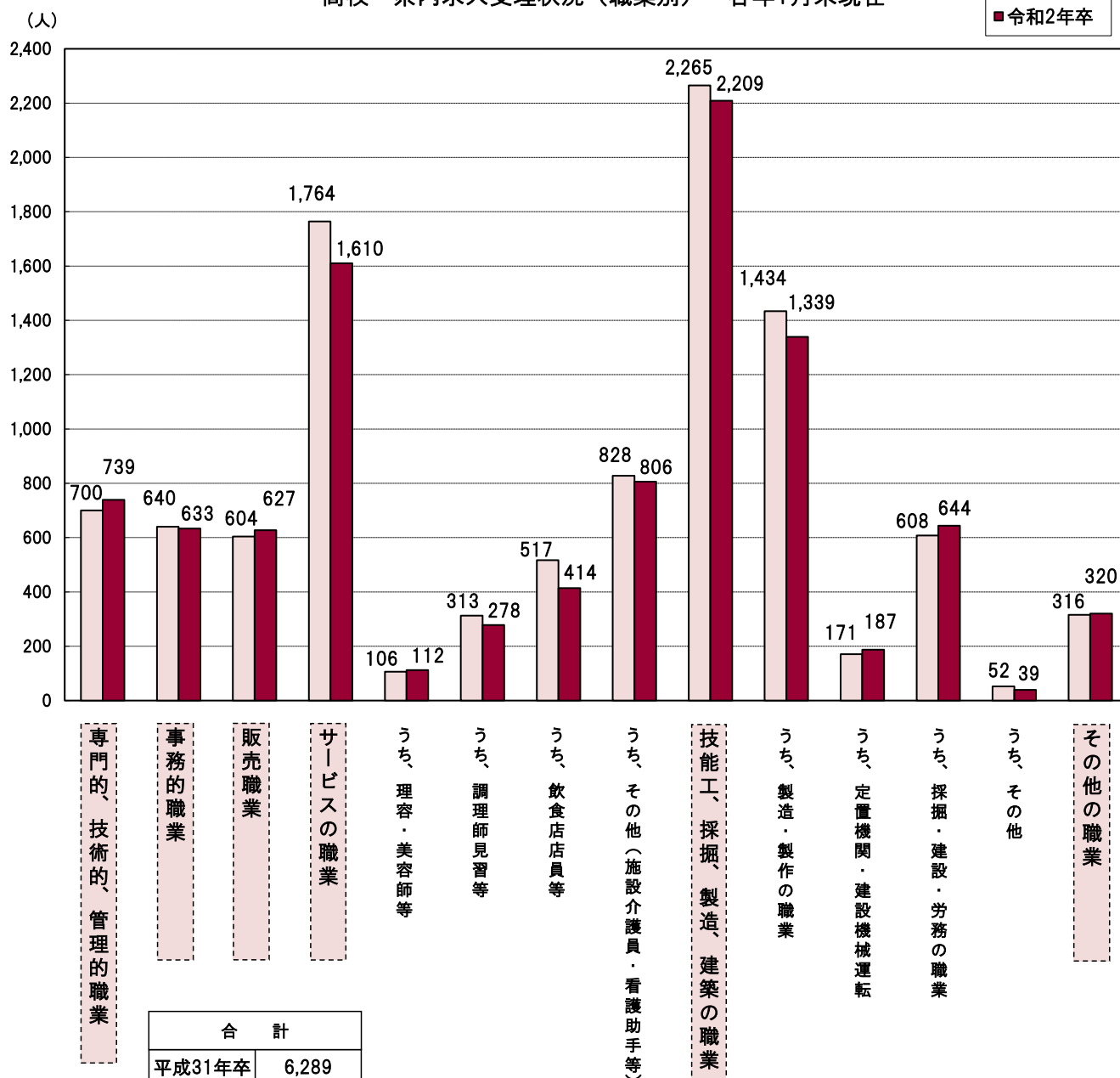
高校 県内求人受理状況（産業別） 各年1月末現在

□平成31年卒
■令和2年卒



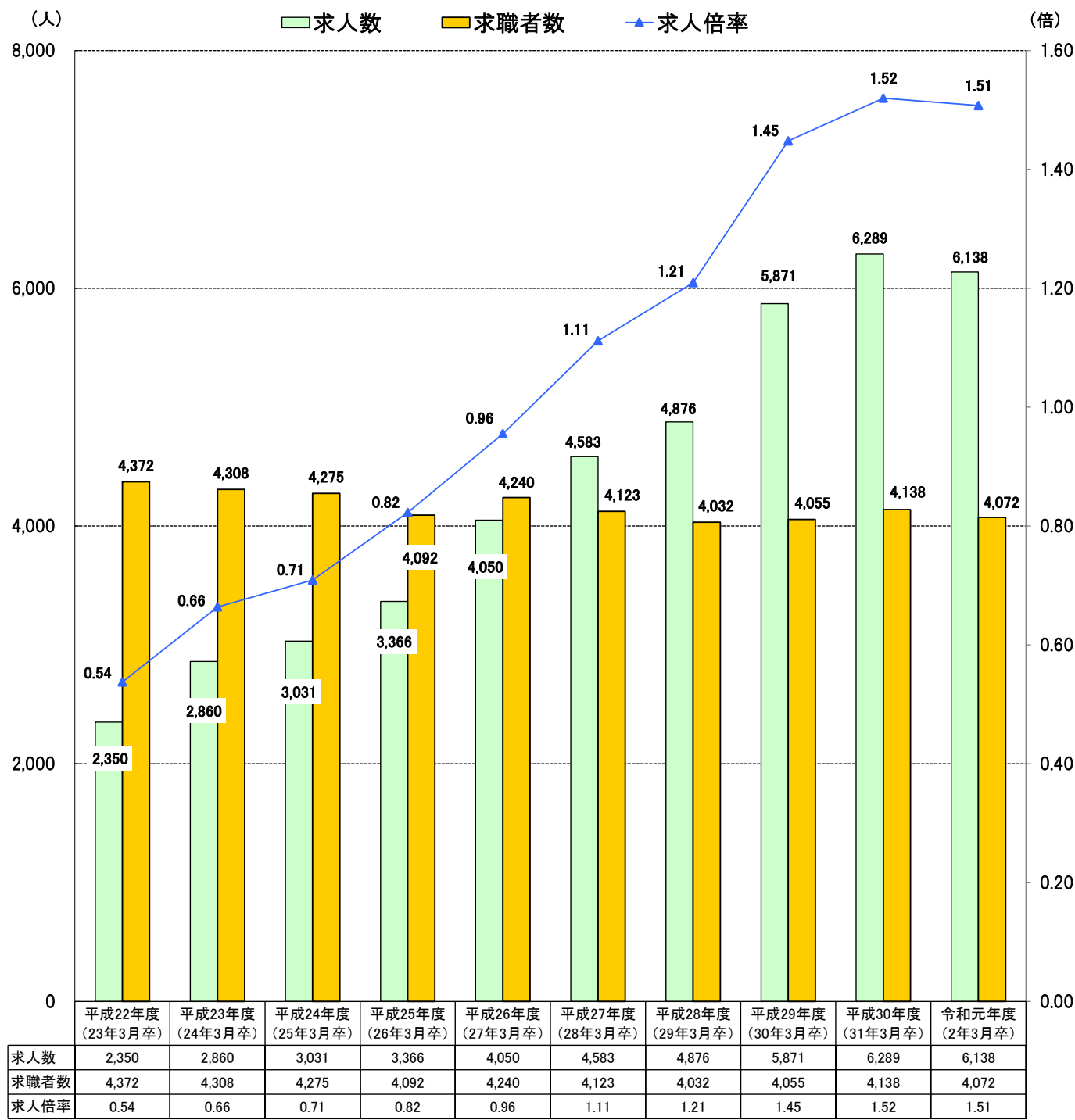
高校 県内求人受理状況（職業別） 各年1月末現在

□平成31年卒
■令和2年卒



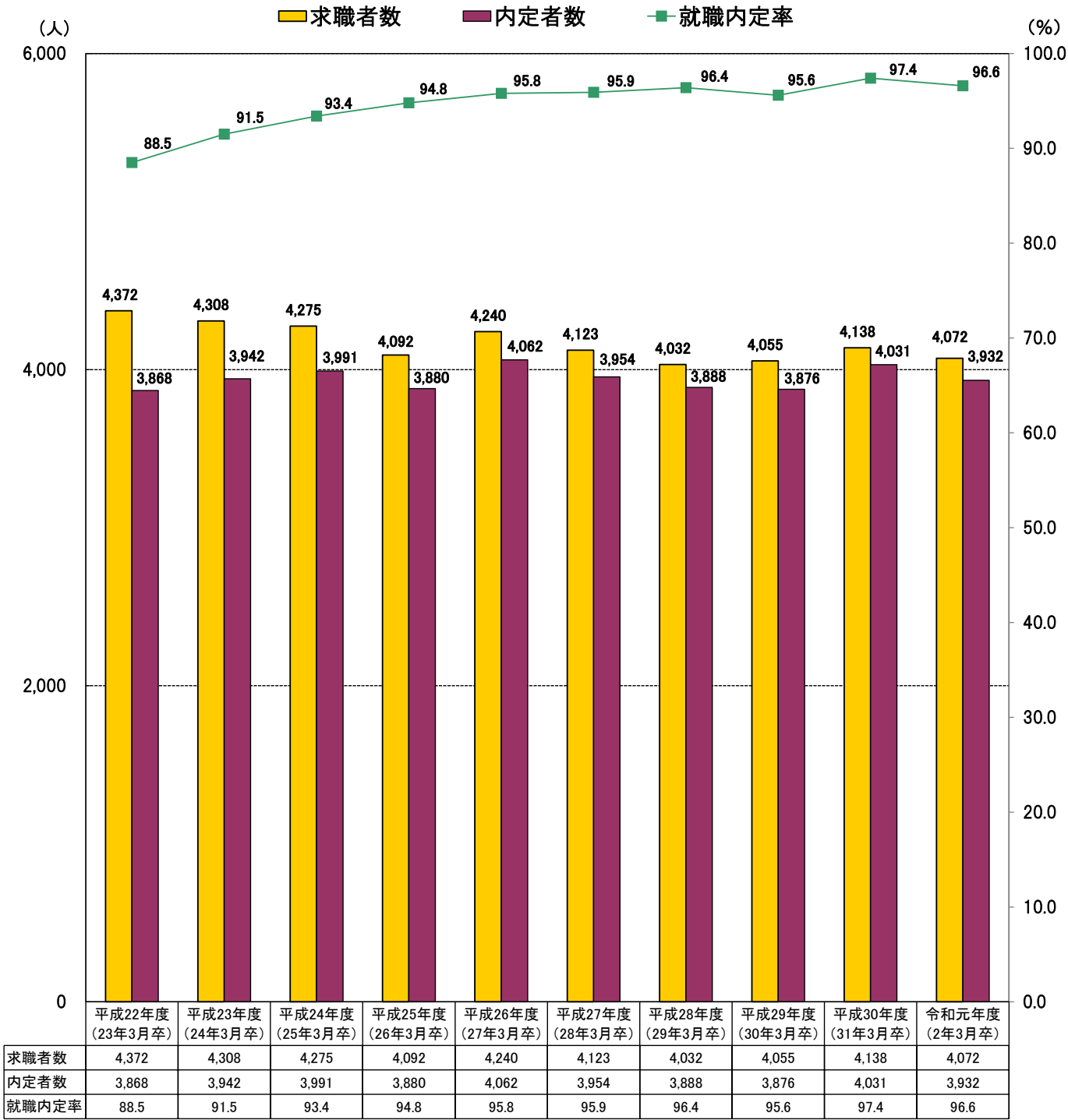
合 計	
平成31年卒	6,289
令和2年卒	6,138
対前年比	▲2.4%

高校新卒者の求人数・求職者数・求人倍率の推移（各年1月末現在）



* 求人数は、県内のハローワークで受理した求人数です。
* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する生徒の状況です。

高校新卒者の求職者数・就職内定者数・就職内定率の推移（各年1月末現在）



＊ 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する生徒の状況です。

＊ 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。

自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。



報道関係者 各位

令和2年2月28日

【照会先】

鹿児島労働局職業安定部 訓練室

室長 右田 裕幸（内線120）

室長補佐 東 省吾（内線121）

電話 099-219-8711

令和2年3月新規大学等卒業予定者職業紹介状況（令和2年1月末現在）

～ 大学生の就職内定率は、85.8% 引き続き高水準で推移 ～

鹿児島労働局（局長 小林 剛）では、令和2年3月新規大学等卒業予定者の求人・求職状況などの把握のための調査を行い、令和2年1月末現在の状況を取りまとめましたので公表します。

【就職内定率の概要】

【大学（6大学）】

○ 県内、県外を合わせた就職内定率は85.8% 対前年同月から1.2ポイント増

【短期大学（4短期大学）】

○ 県内、県外を合わせた就職内定率は86.6% 対前年同月から3.1ポイント減

就職内定率は、引き続き高水準で推移していますが、卒業を間近に控えた未内定者が一定数いる状況です。

鹿児島労働局・各公共職業安定所では、大学等との連携をとりながら、学生に対する新卒応援ハローワーク、各公共職業安定所への利用を呼びかけ、配置する学卒ジョブサポーターを中心とするきめ細やかな就職支援を行います。

新規大学卒業者の求人・求職・就職の状況

〈 令和 2 年 3 月 卒 業 予 定 者 〉

鹿児島労働局

区 分	令和2年1月末現在			前 年 同 月			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求 人 数	4,377			4,371			6	0.1%
2 求 職 者 数	1,848	1,031	817	1,902	1,028	874	▲54	▲2.8%
う ち 県 内 (1)	865	462	403	883	440	443	▲18	▲2.0%
う ち 県 外	983	569	414	1,019	588	431	▲36	▲3.5%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【 (1) / 2 】	46.8%	44.8%	49.3%	46.4%	42.8%	50.7%	—	0.4P
3 求 人 倍 率 【 1 / 2 】	2.37			2.30			—	0.07P
4 就 職 内 定 者 数	1,586	869	717	1,610	858	752	▲24	▲1.5%
う ち 県 内 (2)	694	356	338	697	333	364	▲3	▲0.4%
う ち 県 外	892	513	379	913	525	388	▲21	▲2.3%
就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合 【 (2) / 4 】	43.8%	41.0%	47.1%	43.3%	38.8%	48.4%	—	0.5P
5 就 職 内 定 率 【 4 / 2 】	85.8%	84.3%	87.8%	84.6%	83.5%	86.0%	—	1.2P
う ち 県 内	80.2%	77.1%	83.9%	78.9%	75.7%	82.2%	—	1.3P
う ち 県 外	90.7%	90.2%	91.5%	89.6%	89.3%	90.0%	—	1.1P
6 就 職 未 内 定 者 数 【 2 - 4 】	262	162	100	292	170	122	▲30	▲10.3%

(参考)

この公表データは、鹿児島労働局管内の大学6校が、各月末時点で学生からの報告等により把握している内定状況等を取りまとめたものです。本調査は大学等の協力により可能な範囲で把握した数字を取りまとめており、報告のない学生や連絡の取れない学生などは未内定として計上しています。なお、厚生労働省及び文部科学省が公表している「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」は抽出調査としており、調査時点ごとに、電話・面接等の方法により抽出した学生全員に対して学校を通じて内定状況を確認した結果であり、調査方法が異なることから、この調査と直接数値を比較できるものではありません。また、自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

新規短大卒業者の求人・求職・就職の状況

（令和2年3月卒業予定者）

鹿児島労働局

区分	令和2年1月末現在			前年同月			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求 人 数	2,381			2,499			▲118	▲4.7%
2 求 職 者 数	747	17	730	746	13	733	1	0.1%
うち 県 内 (1)	621	16	605	631	12	619	▲10	▲1.6%
うち 県 外	126	1	125	115	1	114	11	9.6%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【 (1) / 2 】	83.1%	94.1%	82.9%	84.6%	92.3%	84.4%	—	▲1.5P
3 求 人 倍 率 【 1 / 2 】	3.19			3.35			—	▲0.16P
4 就 職 内 定 者 数	647	12	635	669	10	659	▲22	▲3.3%
うち 県 内 (2)	525	11	514	560	9	551	▲35	▲6.3%
うち 県 外	122	1	121	109	1	108	13	11.9%
就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合 【 (2) / 4 】	81.1%	91.7%	80.9%	83.7%	90.0%	83.6%	—	▲2.6P
5 就 職 内 定 率 【 4 / 2 】	86.6%	70.6%	87.0%	89.7%	76.9%	89.9%	—	▲3.1P
うち 県 内	84.5%	68.8%	85.0%	88.7%	75.0%	89.0%	—	▲4.2P
うち 県 外	96.8%	100.0%	96.8%	94.8%	100.0%	94.7%	—	2.0P
6 就 職 未 内 定 者 数 【 2 - 4 】	100	5	95	77	3	74	23	29.9%

（参考）

この公表データは、鹿児島労働局管内の短期大学4校が、各月末時点で学生からの報告等により把握している内定状況等を取りまとめたものです。本調査は大学等の協力により可能な範囲で把握した数字を取りまとめ、報告のない学生や連絡の取れない学生などは未内定として計上しています。なお、厚生労働省及び文部科学省が公表している「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」は抽出調査としており、調査時点ごとに、電話・面接等の方法により抽出した学生全員に対して学校を通じて内定状況を確認した結果であり、調査方法が異なることから、この調査と直接数値を比較できるものではありません。また、自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

新規高等専門学校卒業者の求人・求職・就職の状況

〈 令和 2 年 3 月 卒 業 予 定 者 〉

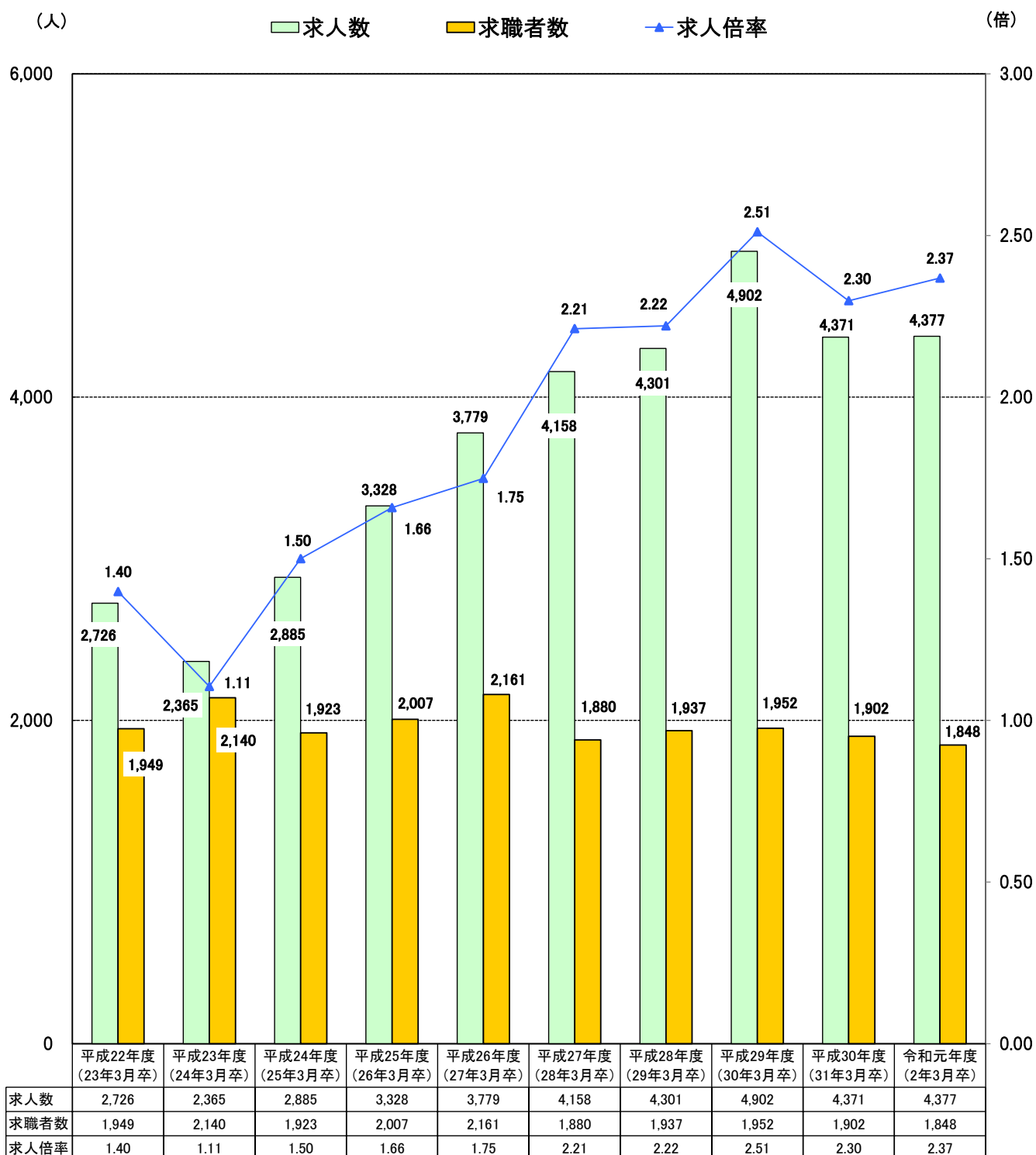
鹿児島労働局

区 分	令和2年1月末現在			前 年 同 月			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求 人 数	231			275			▲44	▲16.0%
2 求 職 者 数	128	112	16	129	114	15	▲1	▲0.8%
う ち 県 内 (1)	23	21	2	19	19	0	4	21.1%
う ち 県 外	105	91	14	110	95	15	▲5	▲4.5%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【 (1) / 2 】	18.0%	18.8%	12.5%	14.7%	16.7%	0.0%	—	3.3P
3 求 人 倍 率 【 1 / 2 】	1.80			2.13			—	▲0.33P
4 就 職 内 定 者 数	127	111	16	128	113	15	▲1	▲0.8%
う ち 県 内 (2)	23	21	2	19	19	0	4	21.1%
う ち 県 外	104	90	14	109	94	15	▲5	▲4.6%
就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合 【 (2) / 4 】	18.1%	18.9%	12.5%	14.8%	16.8%	0.0%	—	3.3P
5 就 職 内 定 率 【 4 / 2 】	99.2%	99.1%	100.0%	99.2%	99.1%	100.0%	—	0.0P
う ち 県 内	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	0.0P
う ち 県 外	99.0%	98.9%	100.0%	99.1%	98.9%	100.0%	—	▲0.1P
6 就 職 未 内 定 者 数 【 2 - 4 】	1	1	0	1	1	0	0	±0

(参考)

この公表データは、鹿児島労働局管内の高等専門学校1校が、各月末時点で学生からの報告等により把握している内定状況等を取りまとめたものです。本調査は大学等の協力により可能な範囲で把握した数字を取りまとめており、報告のない学生や連絡の取れない学生などは未内定として計上しています。なお、厚生労働省及び文部科学省が公表している「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」は抽出調査としており、調査時点ごとに、電話・面接等の方法により抽出した学生全員に対して学校を通じて内定状況を確認した結果であり、調査方法が異なることから、この調査と直接数値を比較できるものではありません。また、自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

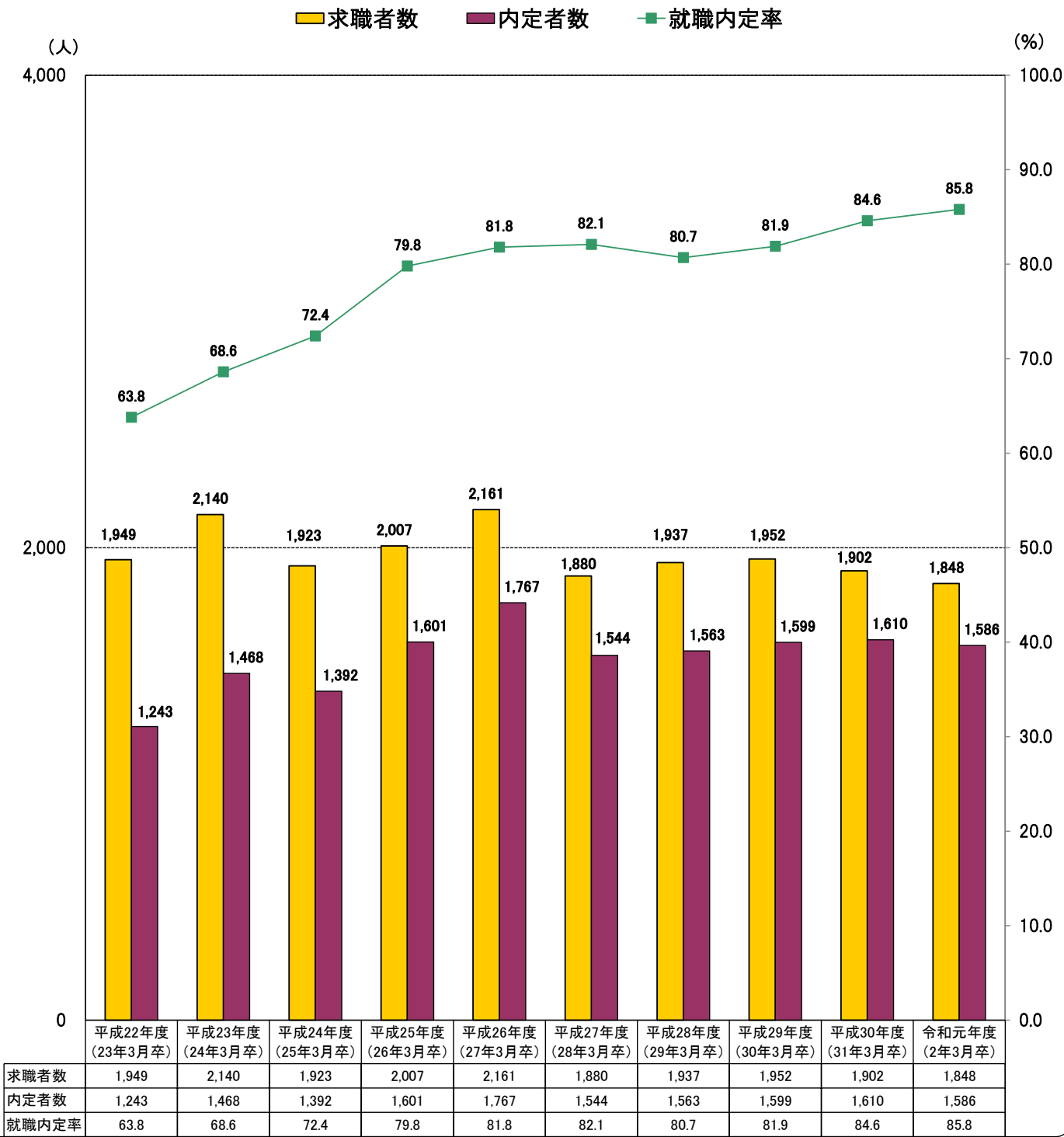
大学新卒者の求人数・求職者数・求人倍率の推移（各年1月末現在）



* 求人数は、各大学等が受理した県内求人数です。

* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する学生の状況です。

大学新卒者の求職者数・就職内定者数・就職内定率の推移（各年1月末現在）

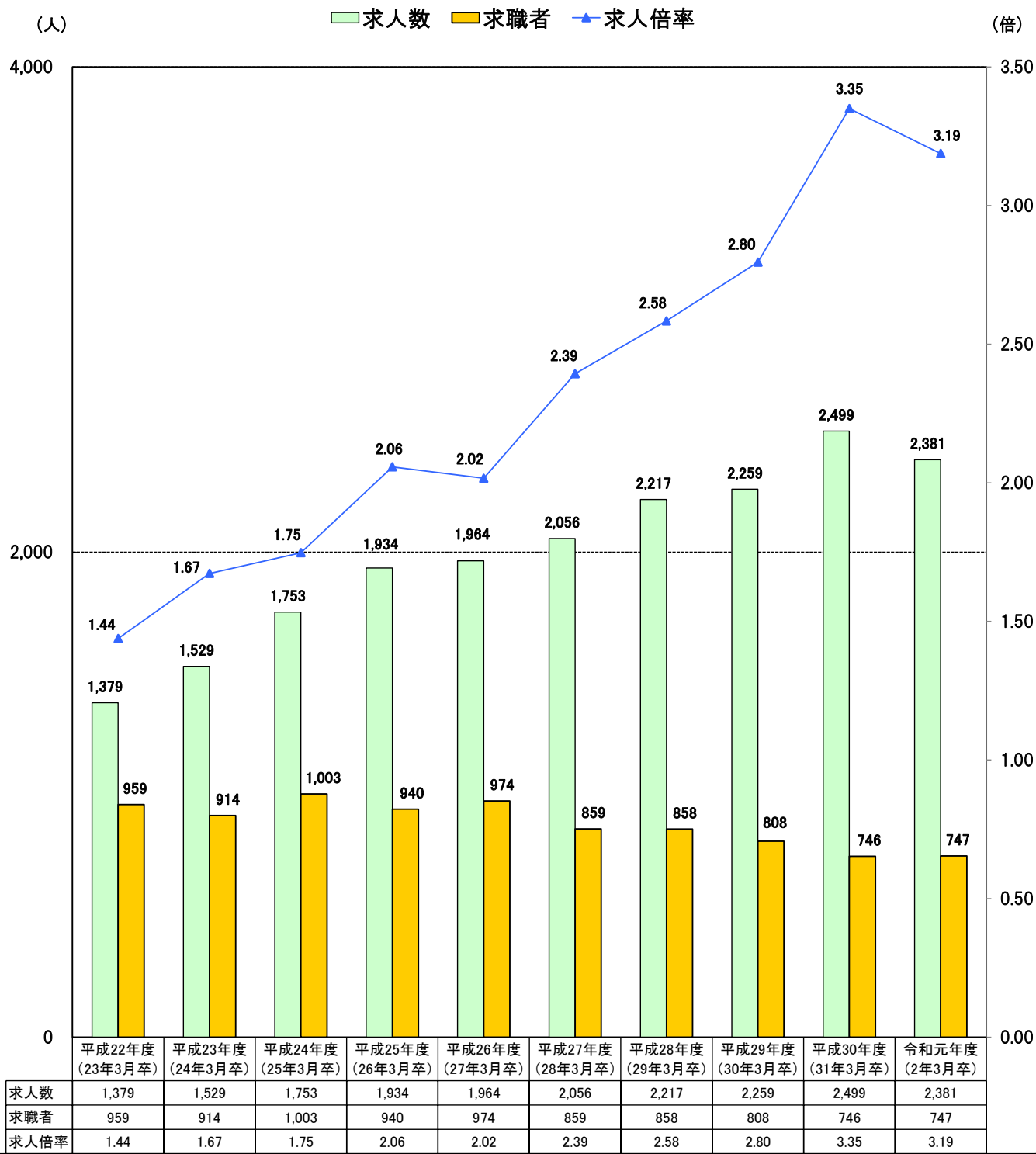


＊ 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する学生の状況です。

＊ 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した学生の状況です。

自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

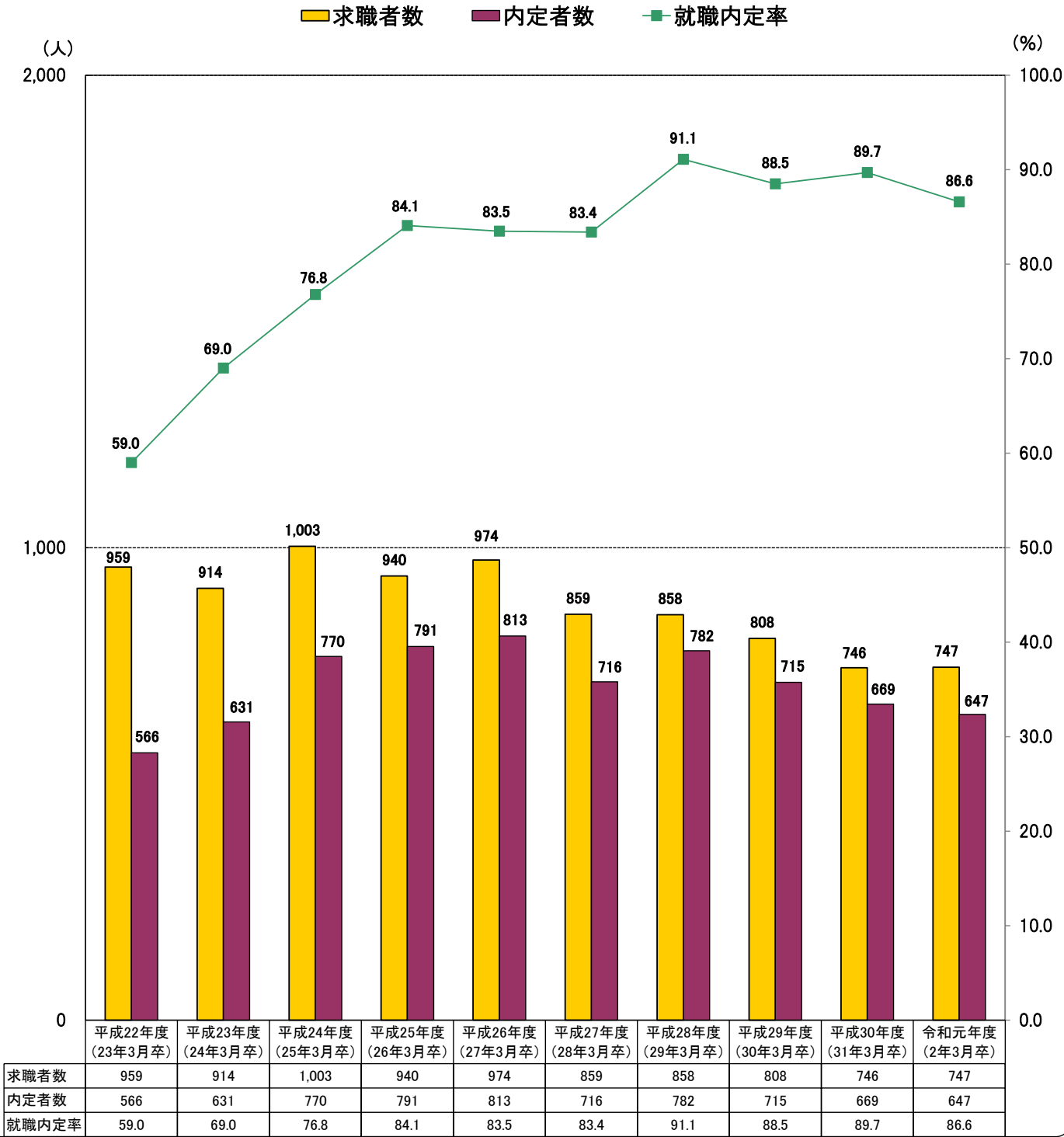
短大新卒者の求人数・求職者数・求人倍率の推移（各年1月末現在）



* 求人数は、各大学等が受理した県内求人数です。

* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する学生の状況です。

短大新卒者の求職者数・就職内定者数・就職内定率の推移（各年1月末現在）



＊ 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する学生の状況です。

＊ 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した学生の状況です。

自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

3 2020年度 労働基準監督官採用試験の実施について

2020年度の労働基準監督官採用試験が、次のとおり実施されます。

受験資格

- (1) 1990（平成2）年4月2日～1999（平成11）年4月1日生まれの者
- (2) 1999（平成11）年4月2日以降の生まれの者で次に掲げるもの
 - ① 大学（短期大学を除く）を卒業した者及び2021（令和3）年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ② 人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度 大学卒業程度

試験区分及び採用予定数

労働基準監督 A（法文系） 約185名

労働基準監督 B（理工系） 約45名

インターネット受付期間

2020（令和2）年3月27日（金）9：00～同年4月8日（水）受信有効
インターネット申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

インターネット申込みをご利用下さい。

インターネット申込みができない場合は、鹿児島労働局総務部総務課人事係及び県下労働基準監督署において受験申込書及び受験案内を配付します。

郵送又は持参の受付期間は、2020（令和2）年3月27日（金）～同年3月30日（月）です。（郵送の場合は3月30日（月）までの通信日付印有効。持参の場合は、3月30日（月）17時までとなります。郵送又は持参の受付期間が短いので注意してください。）

試験日 第1次試験日 2020（令和2）年6月7日（日）
第2次試験日 2020（令和2）年7月14日（火）～7月16日（木）
（第1次試験合格通知書で指定する日時）

第1次試験合格者発表日 2020（令和2）年6月30日（火）9：00

最終合格者発表日 2020（令和2）年8月18日（火）9：00

申込先（郵送又は持参）

第1次試験地が鹿児島市の場合は、「鹿児島労働局総務部総務課人事係」
（〒892-8535 鹿児島市山下町13-21）

※ 第1次試験地が鹿児島市以外の場合は、希望する第1次試験地の労働局へ提出して下さい。

お問い合わせ

鹿児島労働局総務部総務課人事係 電話099-223-8275

4 新型コロナウイルス感染症に対する労働局の対応について

（１）新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口を開設しました。

令和２年２月１４日（金）に新型コロナウイルス感染症の影響による労働関係の相談に対応する特別労働相談窓口を開設しました。

開設場所	鹿児島労働局総務部総務課
住所	鹿児島県鹿児島市山下町 13-21 鹿児島合同庁舎 2 階
電話番号	099-223-8275
受付時間	月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（祝日、年末年始を除く）

なお、下記相談内容については以下の窓口にお問い合わせください。

①雇用調整助成金に関する相談

職業安定部職業対策課 099-219-8713

②解雇、休業などに関する相談

各労働基準監督署

総合労働相談コーナー（雇用環境・均等室内）099-223-8239

（２）新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ雇用調整助成金の特例を実施しています。（職業安定部職業対策課）

（３）職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組を経済団体に要請しました。（労働基準部監督課）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国(人)関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合(10%)以上である事業主が対象です。

＜「影響を受ける」事業主の例＞

- ・ 中国人観光客の宿泊が無くなった旅館・ホテル
- ・ 中国からのツアーがキャンセルとなった観光バス会社等
- ・ 中国向けツアーの取扱いができなくなった旅行会社

※総売上高等に占める中国(人)関係売上高等の割合は、前年度または直近1年間(前年度が12か月ない場合)の事業実績により確認しますので、初回の手続の際に、中国(人)関係売上高等の割合を確認できる書類をご用意ください。

【特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

① 休業等計画届の事後提出を可能とします。

通常、助成対象となる休業等を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、令和2年1月24日以降に初回の休業等がある計画届については、令和2年3月31日までに提出すれば、休業等の前に提出されたものとします。

② 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮します。

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標(生産指標)が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

③ 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象とします。

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

④ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

令和2年1月24日時点で事業所設置後1年未満の事業主については、生産指標を令和元年12月の指標と比較し、中国(人)関係売上高等の割合を、事業所設置から初回の計画届前月までの実績で確認します。



助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人1日当たり 8,335円が上限です。（令和元年8月1日現在）	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日（3年間で150日）	

◆受給手続き◆（下の表参照）

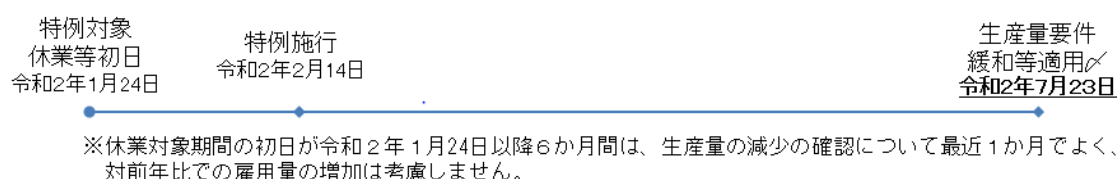
- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに計画届を提出することが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う休業等の計画届を提出する場合、令和2年3月31日までに提出されたものについて、休業等の前に提出されたものとして取扱います。
- 事後提出する休業等については、1度にまとめて提出してください。
- 事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐり、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

※判定基礎期間とは、計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。

【 特例対象期間のイメージ図 】

新型コロナウイルス感染症

①生産量要件緩和、事業所設置1年以上要件緩和、雇用量要件撤廃等（令和2年1月24日～6か月）



②計画届の事後提出（施行日以降～令和2年3月31日）



【補足】
計画届の事後提出は、休業等を行う場合、通常どおりの事前提出となりますが、計画届の要件審査においては、引き続き、生産量要件の緩和は令和2年7月23日まで適用されます。
が休業日の場合は、その前の開庁日までに提出してください。

※令和2年3月31日までは、令和2年1月24日以降を初日とする休業等について、計画届を事後提出できます。

◆その他の主な支給要件◆

- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- 支給のための審査に協力すること。
 - ① 審査に必要な書類等を整備・保管していること
 - ② 審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
 - ③ 管轄労働局等の実地調査を受け入れること 等
- 労使間の協定により休業等をおこなうこと。
- 休業手当の支払いが労働基準法第26条の規定に違反していないものであること。
- 判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の1/20（大企業の場合は1/15）以上となるものであること。
- 同一事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月以上の者の休業等が支給対象。

詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

支給の円滑化のため、書類等の整備や休業手当の算定方法の整理にご協力ください。



報道関係者 各位

令和2年2月28日(金)

【照会先】

鹿児島労働局総務部

総括政策調整官 田之上 英治

(電話) 099(223)8275

鹿児島労働局労働基準部監督課

課 長 中村 健吾

(電話) 099(223)8279

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に 向けた取り組みについて

～経済団体に対して要請を行いました～

鹿児島労働局(局長 小林 剛)では、このたび別添の通り、令和2年2月26日、鹿児島県経営者協会、鹿児島県中小企業団体中央会、鹿児島県商工会連合会、鹿児島県商工会議所連合会といった経済団体へ、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みについて要請を行いました。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、心掛けていただきたいことは、労働者の皆さまが発熱などの風邪の症状が見られるときは、会社を休み、外出を控えることです。この要請は、労働者の方々が休みやすい環境の整備について、これらの経済団体に協力を求めることを目的としたものです。

【要請内容のポイント】

- 労働者が発熱などの風邪の症状が見られる際に、休みやすい環境の整備
 - 労働者が安心して休むことができるよう収入に配慮した病気休暇制度の整備
- などの取り組みへの協力を経済団体に要請します

別添1 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組について

別添2 新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)

別添3 リーフレット「新型コロナウイルスを防ぐには」

別添4 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

令和 2 年 2 月 26 日

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組について

新型コロナウイルス感染症については、現在、指定感染症として定められています。職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、心掛けていただきたいことは、労働者の皆さんが発熱等の風邪症状が見られるときは、会社を休み、外出を控えていただくことです。これは御本人のためにもなりますし、感染拡大の防止にもつながる大切な行動です。

そのためには、労働者の方々が休みやすい環境の整備が大切であり、企業における理解が必要となります。

このようなことから厚生労働省では、企業における取組をまとめた「新型コロナウイルスに関する Q & A（企業の方向け）」を作成し、ホームページにおいて周知を図っております。

貴団体におかれましては、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等における取組の促進に向けて、パートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者など、多様な働き方で働く方も含めて

- ・労働者が発熱等の風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備
 - ・労働者が安心して休むことができるよう収入に配慮した病気休暇制度の整備
- などの取組への御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

鹿児島労働局長 小林 剛

<参考>

○新型コロナウイルス感染症に関する企業の方向け Q & A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

○リーフレット「新型コロナウイルス感染症を防ぐには」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）

（令和2年2月25日時点版）

1 基本的事項

＜発熱などの風邪の症状があるときの対応＞

問1）発熱などの風邪の症状がある方については、どのようにすればよいのでしょうか。

答1）発熱などの風邪の症状があるときは、会社を休んでいただくよう呼びかけております。休んでいただくことはご本人のためにもなりますし、感染拡大の防止にもつながる大切な行動です。そのためには、企業、社会全体における理解が必要です。従業員の方々が休みやすい環境整備が大切ですので、ご協力いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスを防ぐには

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

＜感染が疑われるときの対応＞

問2）感染が疑われる方については、どのようにすればよいのでしょうか。

答2）風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせください。

また、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、これらの状態が2日程度続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談してください。

「帰国者・接触者相談センター」でご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関をご案内します。「帰国者・接触者相談センター」は、感染が疑われる方から電話での相談を受けて、必要に応じて、帰国者・接触者外来へ確実に受診していただけるよう調整します。受診を勧められた医療機関を受診し、複数の医療機関を受診することは控えてください。

なお、これらの症状が上記の期間に満たない場合には、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等にご相談ください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLからご覧いただけます。下記のホームページをご覧いただき、お問い合わせください。

帰国者・接触者相談センターページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

参考：新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

2 感染防止に向けた柔軟な働き方

<テレワーク>

問1）新型コロナウイルスの感染防止のため、自社の労働者にテレワークを導入したいと考えていますが、どこに相談したらよいのでしょうか。また、どのような点に留意が必要でしょうか。

答1）厚生労働省では、テレワークに関連する情報を一元化した『テレワーク総合ポータルサイト』を設け、テレワークに関する相談窓口、企業の導入事例紹介などテレワークの導入・活用に向けた各種情報を掲載していますので、参考にしてください。

テレワーク総合ポータルサイト

<https://telework.mhlw.go.jp/>

テレワーク導入に当たっての相談は、下記窓口で受け付けております。

（電話、来訪による相談についてはいずれのセンターも9時～17時、土・日曜、国民の祝日を除く。）

■テレワーク相談センター

TEL：0120-91-6479（または03-5577-4572）

Mail：sodan@japan-telework.or.jp

■東京テレワーク推進センター（東京都内の企業について利用可能）

TEL：0120-97-0396

Mail：suishin@japan-telework.or.jp

また、テレワーク時にも労働基準関係法令が適用されますが、労働者が通常の勤務と異なる環境で就業することになるため、労働時間管理などに留意いただく必要があります。厚生労働省で、留意点などについてまとめたガイドラインを作成していますのでご活用ください。

情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/shigoto/guideline.html

<時差通勤>

問2）新型コロナウイルスへの感染を防ぐため、なるべく人混みを避けての通勤を考えています。時差通勤を導入するにはどうしたらよいのでしょうか。

答2) 労働者及び使用者は、その合意により、始業、終業の時刻を変更することができますので、時差通勤の内容について、労使で十分な協議をしていただきたいと思います。

また、始業、終業の時刻を労働者の決定に委ねる制度として、フレックスタイム制があります。この制度は、1日の労働時間帯を、必ず勤務すべき時間帯（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出社または退社してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分けるものです。なお、コアタイムは必ず設けなければならないものではありませんので、全部をフレキシブルタイムとすることもできます。フレックスタイム制の詳細や導入の手続きに際しては、以下のURLをご覧ください。

フレックスタイム制のわかりやすい解説&導入の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/000476042.pdf>

3 労働者を休ませる場合の措置について

＜休業させる場合の留意点＞

問1) 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいのでしょうか。

答1) 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取り扱いについては、労使で十分に話し合ってください、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただくようお願いします。

なお、賃金の支払いの必要性の有無などについては、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案すべきですが、労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならないとされています。

※不可抗力による休業の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払義務はありません。ここでいう不可抗力とは、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であることの2つの要件を満たすものでなければならないと解されています。例えば、自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能な場合において、これを十分検討するなど休業の回避について通常使用者として行うべき最善の努力を尽くしていないと認められた場合には、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当する場合があります、休業手当の支払が必要となることがあります。

＜感染した方を休業させる場合＞

問2) 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。

答2) 新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。

なお、被用者保険に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されます。

具体的には、療養のために労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、直近12カ月の平均の標準報酬日額の3分の2について、傷病手当金により補償されます。

具体的な申請手続き等の詳細については、加入する保険者に確認ください。

<感染が疑われる方を休業させる場合>

問3) 新型コロナウイルスへの感染が疑われる方について、休業手当の支払いは必要ですか。

答3) 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせください。

また、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、これらの状態が2日程度続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談してください。

「帰国者・接触者相談センター」でご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関をご案内します。「帰国者・接触者相談センター」は、感染が疑われる方から電話での相談を受けて、必要に応じて、帰国者・接触者外来へ確実に受診していただけるよう調整します。受診を勧められた医療機関を受診し、複数の医療機関を受診することは控えてください。

なお、これらの症状が上記の期間に満たない場合には、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等にご相談ください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLからご覧いただけます。下記のホームページをご覧いただき、お問い合わせください。

帰国者・接触者相談センターページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html

「帰国者・接触者相談センター」の結果を踏まえても、職務の継続が可能である方について、使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

<発熱などがある方の自主休業>

問4) 労働者が発熱などの症状があるため自主的に休んでいます。休業手当の支払いは必要ですか。

答4) 会社を休んでいただくよう呼びかけをさせていただいているところですが、新型コロナ

ナウイルスかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため労働者が自主的に休まれる場合は、通常の病欠と同様に取り扱っていただき、病気休暇制度を活用することなどが考えられます。

一方、例えば熱が 37.5 度以上あることなど一定の症状があることのみをもって一律に労働者に休んでいただく措置をとる場合のように、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

<事業の休止に伴う休業>

問 5) 新型コロナウイルス感染症によって、事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず休業とする場合等にどのようなことに心がければよいのでしょうか。

答 5) 今回の新型コロナウイルス感染症により、事業の休止などを余儀なくされた場合において、労働者を休業させるときには、労使がよく話し合って労働者の不利益を回避するように努力することが大切です。

また、労働基準法第 26 条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の 100 分の 60 以上）を支払わなければならないとされています。休業手当の支払いについて、不可抗力による休業の場合は、使用者に休業手当の支払義務はありません。

具体的には、例えば、海外の取引先が新型コロナウイルス感染症を受け事業を休止したことに伴う事業の休止である場合には、当該取引先への依存の程度、他の代替手段の可能性、事業休止からの期間、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、判断する必要があると考えられます。

<年次有給休暇と病気休暇の取り扱い>

問 6) 新型コロナウイルスに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取り扱いは、労働基準法上問題はありませんか。病気休暇を取得したこととする場合はどのようになりますか。

答 6) 年次有給休暇は、原則として労働者の請求する時季に与えなければならないもので、使用者が一方的に取得させることはできません。事業場で任意に設けられた病気休暇により対応する場合は、事業場の就業規則などの規定に照らし適切に取り扱ってください。

4 その他

<時間外・休日労働>

問 1) 新型コロナウイルスの感染の防止や感染者の看護等のために労働者が働く場合、労働基準法第 33 条第 1 項の「災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要

がある場合」に該当するでしょうか。

答 1) ご質問については、新型コロナウイルスに関連した感染症への対策状況、当該労働の緊急性・必要性などを勘案して個別具体的に判断することになりますが、今回の新型コロナウイルスが指定感染症に定められており、一般に急病への対応は、人命・公益の保護の観点から急務と考えられるので、労働基準法第 33 条第 1 項の要件に該当し得るものと考えられます。

ただし、労働基準法第 33 条第 1 項に基づく時間外・休日労働はあくまで必要な限度の範囲内に限り認められるものですので、過重労働による健康障害を防止するため、実際の時間外労働時間を 月 45 時間以内にするなどしていただくことが重要です。また、やむを得ず月に 80 時間を超える時間外・休日労働を行わせたことにより 疲労の蓄積の認められる労働者に対しては、医師による面接指導などを実施し、適切な事後措置を講じる必要があります。

(参考) 時間外・休日労働とは？

労働基準法第 32 条においては、1 日 8 時間、1 週 40 時間の法定労働時間が定められており、これを超えて労働させる場合や、労働基準法第 35 条により毎週少なくとも 1 日又は 4 週間を通じ 4 日以上与えることとされている休日に労働させる場合は、労使協定（いわゆる 36 協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ていただくことが必要です。

しかし、災害その他避けることのできない事由により臨時に時間外・休日労働をさせる必要がある場合においても、例外なく、36 協定の締結・届出を条件とすることは実際的ではないことから、そのような場合には、36 協定によるほか、労働基準法第 33 条第 1 項により、使用者は、労働基準監督署長の許可（事態が急迫している場合は事後の届出）により、必要な限度の範囲内に限り時間外・休日労働をさせることができるとされています。労働基準法第 33 条第 1 項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定ですので、厳格に運用すべきものです。

なお、労働基準法第 33 条第 1 項による場合であっても、時間外労働・休日労働や深夜労働についての割増賃金の支払は必要です。

<就業禁止の措置>

問 2) 労働安全衛生法第 68 条に基づく病者の就業禁止の措置を講ずる必要はありますか。

答 2) 2 月 1 日付けで、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められたことにより、労働者が新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、感染症法に基づき、都道府県知事が該当する労働者に対して就業制限や入院の勧告等を行うことができますこととなります。

使用者におかれましても、感染症法に基づき都道府県知事より入院の勧告を受けた労働者については、入院により就業できないことをご理解いただくとともに、都道府県知事により就業制限がかけられた労働者については、会社に就業させないようにしてください。

また、発熱等の風邪症状がみられる労働者については休みやすい環境の整備にご協力を

お願いします。

なお、感染症法により就業制限を行う場合は、感染症法によることとして、労働安全衛生法第 68 条に基づく病者の就業禁止の措置の対象とはしません。

新型コロナウイルスを防ぐには

別添 3

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。
感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。
特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性があります。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<鹿児島県の連絡欄>

- 特別労働相談窓口
鹿児島労働局総務部総務課 電話番号 099-223-8275
- 雇用調整助成金に関するご相談
鹿児島労働局職業安定部職業対策課 電話番号 099-219-8713
- 解雇、休業などに関するご相談
各労働基準監督署
総合労働相談コーナー (鹿児島労働局雇用環境・均等室) 電話番号 099-223-8239

受付時間 月~金
8:30~17:15
(祝日、年末年始を除く)

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。